

○幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和３３年防衛庁訓令第６３号）新旧対照表
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（幹部候補者の種類） 第２条 幹部候補者は、一般幹部候補生、医科幹部候補生、歯科幹部候補生、薬剤科幹部候補生及び飛行幹部候補生の<u>５種</u>とする。 （一般幹部候補生） 第３条 （略） ２ 次の各号のいずれかに該当する日本の国籍を有する者で<u>一般幹部候補生試験（大卒程度試験）</u>に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、一般幹部候補生を命ずる。 （１）年齢２２歳以上２６歳（学校教育法に基づく<u>大学院の修士課程若しくは専門職大学院の課程を修了した者又はこれに相当すると認められる者（次項及び第５項において「修士課程修了者等」という。）</u>にあつては、<u>２８歳</u>）未満の者 （２）<u>前条に規定する場合に該当する年齢２０歳以上２２歳未満の者</u> <u>３ 年齢２０歳以上２８歳未満の日本の国籍を有する者（修士課程修了者等に限る。）であつて、一般幹部候補生試験（院卒者試験）に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、一般幹部候補生を命ずる。</u> <u>４ 次の各号のいずれかに該当する自衛官で一般幹部候補生試験（大卒程度試験）に合格した者は、現に陸曹長、海曹長又は空曹長の階級にある者にあつては当該階級において、その他の者にあつては陸曹長、海曹長又は空曹長に昇任させ、それぞれ一般幹部候補生を命ずる。</u> （１）年齢２２歳以上２８歳未満の者 （２）<u>前条に規定する場合に該当する年齢２０歳以上２２歳未満の者</u> <u>５ 年齢２０歳以上２８歳未満の修士課程修了者等である自衛官で一般幹部候補生試験（院卒者試験）に合格した者は、現に陸曹長、海曹長又は空曹長の階級にある者にあつては当該階級において、その他の者にあつては陸曹長、海曹長又は空曹長に昇任させ、それぞれ一般幹部候補生を命ずる。</u>	（幹部候補者の種類） 第２条 幹部候補者は、一般幹部候補生、<u>技術幹部候補生</u>、医科幹部候補生、歯科幹部候補生、薬剤科幹部候補生及び飛行幹部候補生の<u>６種</u>とする。 （一般幹部候補生） 第３条 （略） ２ 次の各号のいずれかに該当する日本の国籍を有する者で<u>一般幹部候補生試験に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、一般幹部候補生を命ずる。</u> （１）年齢２２歳以上２６歳（学校教育法に基づく<u>大学院において正規の課程を２年以上修め、修士の学位を受けた者にあつては２８歳</u>）未満の者 （２）<u>第２条の２に規定する場合に該当する年齢２０歳以上２２歳未満の者</u> （新規） <u>３ 次の各号のいずれかに該当する自衛官で一般幹部候補生試験に合格した者は、現に陸曹長、海曹長又は空曹長の階級にある者にあつては当該階級において、その他の者にあつては、陸曹長、海曹長又は空曹長に昇任させ、それぞれ一般幹部候補生を命ずる。</u> （１）年齢２２歳以上２８歳未満の者 （２）<u>第２条の２に規定する場合に該当する年齢２０歳以上２２歳未満の者</u> （新規）

第4条 次の各号のいずれかに該当する年齢36歳未満の者で、勤務成績が優良であり、かつ、部内選抜試験に合格したものは、第1号に該当する者についてはそれぞれ当該階級において、第2号から第4号までに該当する者についてはそれぞれ陸曹長、海曹長又は空曹長に昇任させ、一般幹部候補生を命ずる。

(1)～(4) (略)

(削る)

(試験)

第10条 試験は、次の各号に掲げる方法によって行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 身体検査
- (3) 口述試験

2 (略)

3 第1項第1号の筆記試験の種目及び出題分野は、別表のとおりとする。

4 (略)

別表 (第10条関係)

試験の種類	筆記試験の種目	専門試験の出題分野	
一般幹部候補生試験(大卒程度試験)	一般教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式及び記述式)	多肢選択式	人文科学、社会科学及び理学・工学のうちから1科目選択
		記述式	心理学、教育学、英語、行政学、法律、経済、国際関係、社会、数学、物理、化学、情報工学、電気、電子

第3条の2 次の各号の1に該当する年齢36歳未満の者で、勤務成績が優良であり、かつ、部内選抜試験に合格したものは、第1号に該当する者についてはそれぞれ当該階級において、第2号から第4号までに該当する者についてはそれぞれ陸曹長、海曹長又は空曹長に昇任させ、一般幹部候補生を命ずる。

(1)～(4) (略)

(技術幹部候補生)

第4条 次の各号のいずれかに該当する日本の国籍を有する者で技術幹部候補生試験に合格したものは、海曹長に採用し、技術幹部候補生を命ずる。

(1) 年齢22歳以上26歳(学校教育法に基づく大学院において正規の理学又は工学の課程を2年以上修め、理学修士又は工学修士の学位を受けた者にあつては28歳)未満の者

(2) 第2条の2に規定する場合に該当する年齢20歳以上22歳未満の者

2 第3条第3項の規定は、年齢20歳以上28歳未満の自衛官で技術幹部候補生試験に合格したもののについて準用する。

(試験)

第10条 第3条から第7条までに規定する試験は、次の各号に掲げる方法によつて行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 身体検査
- (3) 口述試験

2 (略)

(新規)

3 (略)

(新規)

			、機械（造船を含む。）、土木、建築、航空工学及び海洋学・航海学のうちから1科目選択
一般幹部候補生試験（院卒者試験）	一般教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）	多肢選択式	人文科学、社会科学及び理学・工学のうちから1科目選択
		記述式	行政学、法律、国際関係、数学、物理、化学、情報工学、電気、電子、機械（造船を含む。）、土木、建築、航空工学及び海洋学・航海学のうちから1科目選択
医科幹部候補生試験	一般教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）	医学	
歯科幹部候補生試験	一般教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）	歯学	
薬剤科幹部候補生試験	一般教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）	薬学	